

自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きの一部改正に係る 点検整備記録簿の改訂について（お知らせ）

12月21日からの法改正（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省令第66号）の一部改正に伴い車両法第48条1項の基づく定期点検整備における追加点検項目）に併せて、点検整備記録簿の改訂版が発売される事となりましたので、お知らせいたします。

当協会で販売中の点検整備記録は、在庫が無くなり次第販売する形となりますので、必要に応じて下記のとおり追記していただくよう、お願いいたします。



■ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等

□ 導管、継手部のガス漏れ、損傷

□ ガス容器及びガス容器付属品の損傷(※8)

□ ガス容器取付け部の緩み、損傷

(※8)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

※ また、旧様式の記録簿については、返品・交換はいたしませんので、あらかじめご了承ください。